

貨物自動車用ドライブレコーダ 選定ガイドライン規程

令和6年4月

一般財団法人 環境優良車普及機構

目 次

第1編 基本規程	3
1. 総 則	3
2. 対 象	3
3. 申請者	3
4. 申請要領	3
4. 1 告 知	3
4. 2 申 請	3
4. 3 受 付	4
5. 選定および選定結果	4
5. 1 選定手続の開始	4
5. 2 選 定	4
5. 3 選定委員会	4
5. 4 選定結果の通知	5
5. 5 仕様変更	5
5. 6 選定の取消し	5
5. 7 選定の廃止	5
5. 8 損害賠償	5
6. 申請書類	5
第2編 各種規定	17
7. 貨物自動車用ドライブレコーダ選定ガイドライン規定	17
7. 1 目 的	17
7. 2 ドライブレコーダの分類	17
7. 3 ドライブレコーダの選定ガイドライン	17
7. 4 運転者用カメラの分類	22
7. 5 運転者用カメラの選定ガイドライン	22
7. 6 ドライブレコーダの導入、使用に関わる要件	23
8. 選定委員会規定	23
8. 1 設 置	23
8. 2 目 的	23
8. 3 構 成	23
8. 4 運 営	23
8. 5 開 催	24

8. 6	選定結果の報告	24
8. 7	守秘義務	24
9.	審査手数料規定	25
9. 1	目的	25
9. 2	審査に関する手数料	25
9. 3	審査手数料の取り扱い	25
10.	選定規定	25
10. 1	目的	25
10. 2	ホームページへの掲載	25
10. 3	選定結果の有効期間	26
11.	仕様変更手続規定	26
11. 1	目的	26
11. 2	仕様変更の申請	26
12.	選定廃止手続規定	28
12. 1	目的	28
12. 2	選定廃止の届出	28
12. 3	廃止の方法	28
13.	選定番号取扱規定	30
13. 1	目的	30
13. 2	選定番号	30
13. 3	仕様変更の場合	30
14.	貨物自動車用ドライブレコーダ選定ガイドライン実施細則	31
14. 1	規程あるいは規定類の改訂	31

第1編 基本規程

1. 総 則

(1) 名称及び主体

本規程は、貨物自動車用ドライブレコーダ選定ガイドライン規程（以下「規程」という）と称する。本規程の運用は、一般財団法人環境優良車普及機構（以下「機構」という）が行う。

(2) 目 的

本規程は、一般的に使用されているドライブレコーダを貨物自動車に使用する場合を想定し、主たる使用目的に応じた分類を行い、機器の機能や活用等に関する要件（ガイドライン）を設定する。さらに、市販の貨物自動車用ドライブレコーダがガイドラインの要件を満足しているか機構が認めるための方法を定める。

2. 対 象

貨物自動車に取り付けた映像記録機器等により、運行中の前方カラー映像および運行データ等を記録するものであって、自動車の安全運行に寄与する貨物自動車用ドライブレコーダを当面の対象とする。

当該ドライブレコーダは、既に商品化されている、あるいは今後商品化されるものとし、貨物自動車への導入及び一般的な使用条件下において、運送事業者の適切な活用を確保する観点から販売店等より直接運送事業者等に販売されており、機器の取付、取扱の指導、及びアフターフォローなど使用者が円滑に導入、使用できる条件が整えられているドライブレコーダを対象とする。

3. 申請者

本規程の対象となる申請者は、当該ドライブレコーダ機器等の製造又は販売を業とする者とする。

4. 申請要領

4. 1 告 知

機構は、機構のホームページ等を通じて当該事業の申請要領等に関する告知を行う。

4. 2 申 請

申請者は、機構に対して、様式1による申請書に機構が定める書類を添付して、正及び正のコピー（「副」とする）各一部を型式毎に機構が別に定める期間内に提出する。

4. 3 受 付

機構は、受付に際し次に掲げる内容を確認するものとする。

- (1) 本規程の対象となるドライブレコーダであること。
- (2) 申請書に必要事項が記載され、必要な書類が添付されていること。
- (3) 申請に必要な審査手数料が支払われていること。
- (4) 申請対象となるドライブレコーダの現品（数量1）の主たる部分の提示及び実使用状態を模擬したサンプル映像等によるデモンストレーションの実施。

注) デモンストレーションは、実際にトラックに取り付けた映像において行うこと。また、その際、交差点における信号、夜間、逆光状態（日中）等を含む映像が、確認できること。

機構は、申請書内容、申請者の要件、デモンストレーションの結果等を精査し、申請内容が適切であると確認されたときは、申請書類を受け付ける。その際、副の表紙に受付印を捺印し、申請者に返却する。

5. 選定および選定結果

5. 1 選定手続の開始

機構は、4. 3に示す内容が確認された後に、機構の所定の手順に従い、規程に基づく選定を開始する。

5. 2 選 定

機構は、申請者より提出された当該ドライブレコーダ受付時の確認内容及び関係申請書類から「7. 貨物自動車用ドライブレコーダ選定ガイドライン規定」に定める要件に適合しているか審査する。

機構は、機構内に貨物自動車用ドライブレコーダ選定ガイドライン委員会（以下、選定委員会）を設置し、必要に応じ選定委員会を召集し、受け付けたドライブレコーダの選定に関わる審査を付託することができる。

5. 3 選定委員会

選定委員会は、機構より審査を付託された場合、提出された申請書類及び必要に応じ現品の確認あるいはヒアリング等の実施を行い、本規程に適合しているか確認する。

機構は、選定委員会を召集した場合、機構が行った審査結果を選定委員会に報告する。選定委員会の構成、設置、運営等は、選定委員会規定による。

5. 4 選定結果の通知

機構は、機構による選定結果あるいは選定委員会の審査結果を受け、「選定結果通知書」により結果を申請者に通知する。

なお、申請者は結果に対して異議を申し立てることができない。

また、機構は、前項による結果が規程に適合する場合、選定規定に基づき申請案件に対して選定番号を付して機構のホームページに掲載する。

5. 5 仕様変更

申請者は、選定されたドライブレコーダの仕様を同一型式名において変更しようとするときは、仕様変更手続規定に基づき、速やかに仕様変更手続を行わなければならない。

5. 6 選定の取消し

機構は、選定後、申請者の虚偽の報告、データの改ざん、誇大広告、選定内容の不正使用等の行為を発見した場合は、機構の判断により選定の取消しを行うことができる。

機構は選定の取消しを行ったときは、その旨を速やかに申請者に通告する。

申請者は、その通告に対し、異議申立てを行うことはできない。

5. 7 選定の廃止

機構は、次のいずれかに該当すると認められたときは、選定の廃止を行う。

- (1) 「5. 6 選定の取消し」により取消し処分があったとき
- (2) 「1 1. 仕様変更手続規定」による手続を行わなかったとき
- (3) 「1 2. 選定廃止手続規定」による廃止の届出があったとき

5. 8 損害賠償

「5. 6 選定の取消し」の他、申請者の虚偽報告、データ改ざん、誇大広告等の不正行為により機構に損害が生じた場合、機構は、申請者に対して損害賠償請求を行うことができる。

6. 申請書類

申請者が受付時に機構に提出する書類を以下に定めるものとする。

- (1) 選定申請書～品質保証及び品質管理基準概要（様式1～様式5）
- (2) 主な仕様（様式6）
- (3) 選定申請総括表（様式7）
- (4) 対象機器カタログ
- (5) 対象機器取扱説明書
- (6) 対象機器価格表（標準的なセットの品番、価格）
- (7) 対象機器に係る試験成績証等
- (8) 会社案内

(様式1)

年 月 日

貨物自動車用ドライブレコーダ 選定申請書 20240401 改定

一般財団法人 環境優良車普及機構

会 長 岩 村 敬 殿

申 請 者 住 所

申 請 者 名 称

役 職 ・ 氏 名

印

貨物自動車用ドライブレコーダの選定を受けたいので、「貨物自動車用ドライブレコーダ選定ガイドライン規程」に記載の事項に同意の上、下記の通り申請します。

分 類 (○をつける)	<input type="checkbox"/> 簡易型 <input type="checkbox"/> 標準型 <input type="checkbox"/> 運行管理連携型 <input type="checkbox"/> スマートフォン活用型
申請品の名称	
型 式	
運転者用 カメラの分類 (○をつける) カメラ別売の場合はカ メラ型式番号を記載	<input type="checkbox"/> 該当なし <input type="checkbox"/> レベルⅠ：カメラ別売の場合はカメラ型式番号を記載 <hr/> <input type="checkbox"/> レベルⅡ：カメラ別売の場合はカメラ型式番号を記載 <hr/> <input type="checkbox"/> レベルⅢ：カメラ別売の場合はカメラ型式番号を記載
添付書類 (○をつける)	1. 選定申請書～品質保証及び品質管理基準概要（様式1～様式5） 2. 主な仕様（様式6）※Excel ファイル（電子ファイル）も提出 3. 選定申請総括表（様式7）※Excel ファイル（電子ファイル）も提出 4. 対象機器カタログ 5. 対象機器取扱説明書 6. 対象機器価格表（標準的なセットの品番、価格） 7. 対象機器に係る試験成績証等 8. 会社案内

注 複数型式を申請する場合は、様式1～5を型式数分添付すること。但し、重複する添付書類は省略できるものとする。

申請型式数と審査手数料

	審査手数料（税込み）	申請型式数	合計金額
合計審査手数料	33,000 円 ×	型式 =	円

注 ①審査手数料は本規程9. 審査手数料規定による

※以下は機構が記入する

現 品※	現品の提示 デモンストレーション	有 / 無 有 / 無
手数料※	申請・審査手数料の納入	有 / 無
承認	※	※
	受付	受付 番号

貨物自動車用ドライブレコーダ選定ガイドライン対応表

(通し番号 /) (複数型式申請の場合記入)

項目	内容	ガイドラインの分類(参考)※				申請者が記入				
		簡易型	標準型	運行管理連携型	スマートフォン活用型	○を記入	対応状況を記入			
機能	年月日・時刻	事故・ヒヤリハット等発生年月日・時刻記録	年月日・時刻情報の正確な取得及び記録が可能であること。	○	○	○	○			
	事故・ヒヤリハット時の車両速度	パルス方式による計測	車速センサによって車両速度パルスを検出し記録できる方式とし、サンプリングは2データ以上/秒とする。記録時間は前方映像と同一とする。		○	○		△		
		GPS方式による計測	GPSによる車両速度の計測及び記録機能を有すること。記録時間は前方映像と同一とする。	○						
	事故ヒヤリハット位置情報	GPSによる記録	GPSによる測位及び記録機能を有すること。				○			
	加速度センサー情報	加速度センサーのトリガーレベルの調整	事故等発生時までの車両挙動及び状況を把握するための加速度センサーが取り付けられ、トリガーにより車両加速度が記録できること。加速度センサーは、トリガーレベルの調節が可能なこと。	○	○	○	○			
		加速度記録	計測、記録される加速度は、少なくともX軸及びY軸とし、計測時間及びサンプリングは前方映像と同一とする。	○	○	○	○			
		トリガー回数	トリガー回数が記録できること。	○	○	○	○			
	事故・ヒヤリハット時前方映像	トリガー記録型	前方映像の記録方式は、ドライブレコーダのトリガーにより記録(トリガー記録型)またはトリガー記録型と常時記録型との併用型とする。但し、常時記録される前方映像も他項目で規定する仕様を満足すること。	△	△	△				
		トリガー+常時記録型								
	トリガー前後の前方映像	トリガー前後の前方映像等の記録	トリガーの前後におけるヒヤリ・ハット、事故等の前方映像の記録が適切に行えること。	○	○	○				
		トリガー前後の前方映像等の記録	トリガーの前後におけるヒヤリ・ハット、事故等の前方映像を通信機器を介し、事務所等に適切に送信可能であること。				○			
	事故・ヒヤリハット時の前方映像の撮影能力	撮影画角	概ね水平90°以上、概ね垂直80°以上の画角において前方映像の撮影及び記録が可能であること。	○	○	○	○			
		前方映像の鮮明度	一般的な貨物自動車の運行において、信号の色の識別が可能なこと。	○	○	○	○			
フレームレート		10フレーム/秒以上のフレームレートが確保できること。	○	○	○	○				
電源	取得方法	前方映像の記録を確実にするため、車両運行時に確実にドライブレコーダの電源の確保が保証される構造とすること。	○	○	○	○				
活用機能	表示機能	画像等の印刷	安全教育資料として活用するため、記録された前方映像、収集情報等の出力が可能であること。	○	○	○	○			
		地図上イベント表示	事故・危険挙動、ヒヤリハット情報が地図上に表示可能であること。				○			
	運行管理機能	運転日報等の出力	運転者の乗務内容等を記録、出力する機能を持つこと。							
	デジタル式運行記録計との連携機能	国土交通大臣によるデジタル式運行記録計(第II編)又は(第III編)の型式指定を受けている機器へ前方映像記録を転送あるいは利用可能であり、そのソフト上で当該ドライブレコーダの前方映像を活用する機能を有すること。				△				
分析機能	車両挙動分析による運転指導	方向指示器操作信号、ブレーキ操作信号あるいは車内音声記録等により車両運転指導への活用が可能であること。								
	ヒヤリ・ハット等の原因分析による活用	解析ソフトなどを介して、記録媒体に記録されたデータから危険挙動運転等の原因を分析し、評価できること。				○	○			
メーカー等	サポート体制	ドライブレコーダを使用・活用するためのメーカー/販売会社のサポート体制の充実度	ドライブレコーダを製作又は販売するものは、使用者に対し取り付け、取り扱い及び活用等に関するサポートを行う体制があること。	○	○	○	○			
		ドライブレコーダを製作又は販売するものは、機器の不具合等に対する修理体制があること。	○	○	○	○				
	耐久信頼性/品質	耐久試験、電圧試験結果等	自動車用として使用する環境で十分な耐久信頼性を有し、社内の品質基準において確認試験等が実施された機器であること。	○	○	○	○			
保証等	製品保証期間、部品保存等	販売する機器には、製作又は販売会社による保証期間及び部品保存期間が定められていること。	○	○	○	○				

注)※:「ガイドラインの分類(参考)」の「△」に意味はいずれかに該当するという意味

貨物自動車用ドライブレコーダ選定ガイドライン対応表

(通し番号 /) (複数型式申請の場合記入)

項目		内容	運転者用カメラの性能要件			申請者が記入		
			レベルⅠ	レベルⅡ	レベルⅢ	○を記入	対応状況を記入	
機器機能	運転者用カメラ	①運転者挙動の映像記録	運転者の挙動の映像記録が可能であること。	○	○	○		
		②変速装置操作の映像記録	変速装置の操作の映像記録が可能であること。			○		
		③かじ取ハンドル操作の映像記録	かじ取ハンドル操作の映像記録が可能であること。			○		
		④夜間の映像記録	夜間の映像記録(指導監督等の実施に支障がない程度)が可能であること。	○	○	○		
		⑤映像記録頻度	映像記録は 0.2 秒に 1 回以上であること。		○	○		
		⑥録音記録	音声の録音記録が可能なこと。	○	○	○		

(様式3)

取付・取扱説明概要

申請品の名称	
型 式	
【取付実施者、取付方法等】	
【取扱説明実施者、説明方法等】	

- 注 1. 本様式で記入し難い場合は、様式自由にて別添とすること。
2. 取付説明書及び取扱説明書を別添としてもよい。

(様式4)

品質保証及び品質管理基準概要

申請品の名称	
型 式	
【自動車用機器としての耐久性、品質保証等の概要】	
【製品保証期間、部品保証期間等の概要】	
【社内品質管理基準等の概要】	

注 1. 本様式で記入し難い場合は、様式自由にて別添とすること。

(様式 5-1)

申請するドライブレコーダの主な仕様

申請するドライブレコーダについての仕様をご記入願います。		申請型式			機種	
No.		1	2	3	4	5
機器の名称						
型 式						
形 状						
参考価格(円)						
カメラ仕様(形式、画素数)						
映像解像度(形式or画素数)						
前方映像のフレームレート (fps)						
記録媒体, 最大容量, 付属の有無						
撮影時間の目安 (時間/1GBあたり) 撮影条件: カメラ[1台], フレームレート[30fps], 記録画質[高], 映像解像度[VGA: 640×480], 音声[有], 外部入力[無]		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
データのフォルダのパーティション分割割合 (常時撮影: イベント撮影)		0.0	0	0	0	0
イベント発生時の 撮影時間 (秒)	記録時間					
	任意設定					
	イベント前/後					
記録方法 (設定可能な種類)	トリガのみ					
	常時記録のみ					
	トリガ+ 常時記録					
多重トリガ (イベント撮影中のトリガ受付)						
車両速度の 検出方法	GPS					
	速度パルス					
ドライバの 運転操作信号	ウインカー					
	ブレーキ					
	バック信号					
前方カメラ画角(度)	水平					
	垂直					
増設可能カメラ台数						
運転者用カメラの分類	該当なし, I, II, III					
運転者用カメラ型式番号 (別売の場合)						
デジタコ連動機能						
デジタコ一体型						
通信機能						
バックアップ電源						
備考						

- 注意 1. 略記号を入力する場合は、○: 標準 △: オプション としてください。
 2. 用紙が不足する場合はコピーして使用してください。
 3. このデータはエクセル形式でも必ずCD等で提出してください。

(様式 5-2)

撮影時間(参考値)および算出条件

本項目は、認定型式一覧表において機器間の特徴を比較し易くするため、算出条件に標準的な条件を設定いたしました。

※下記条件における1GB容量あたりの撮影時間を算出。(パーティション割合に関係なく1GBあたりの値)

設定項目	基準撮影条件	計算するうえで左記基準にあてはまる場合"○"を、当てはまらない場合は条件に近い設定を記入。				
		1	2	3	4	5
カメラ	1台 (前方カメラ)					
フレームレート	30fps (上記レート設定がない場合、 近い設定値を記入)					
記録画質	高画質 (高・中・低もしくは高・低のうち 条件がない場合は"標準"と記 入)					
撮影映像解像度	VGA (640×480) (上記解像度設定がない場 合、近い設定値を使用)					
音声記録	有					
外部入力 (ブレーキ信号等)	なし					
		↓	↓	↓	↓	↓
算出結果		1	2	3	4	5
撮影時間	時間 / 1GBあたり					
パーティション割合 (常時:イベント) 標準設定値	-					

- 注意
1. 用紙が不足する場合はコピーして使用してください。
 2. このデータはエクセル形式でも必ずCD等で提出してください。
 3. 記入に際しては記入見本を参照ください。

(様式6)

貨物自動車用ドライブレコーダ 選定申請総括表

※各項目の入力は1セル内でベタ打ちしてください。(セル内改行可)
 ※行、列、セルの追加等を行わないでください。
 ※このデータは必ずCD等で提出願います。

1. 申請者	会社名 代表者・氏名 代表者・役職 郵便番号(〒) 住所1 住所2(ビル名等) 電話番号	
2. 担当者	担当者氏名 所属・役職 郵便番号(〒) 住所1 住所2(ビル名等) 電話番号 FAX番号 電子メール	
3. 会社概要	名称(会社) 所在地 設立年月日(西暦) 資本金(円) 従業員数(人) 直近の売上高(円) ホームページアドレス	
4. ドライブレコーダ申請	DR申請件数(件)	
DR申請その1	製品の名称 型式番号 型式特記事項(あれば) DR分類 (下記を○でチェック) └ 簡易型 └ 標準型 └ 運行管理連携型 └ スマートフォン活用型 運転者用カメラ分類 該当なし、I、II、III └ カメラの型式番号(別売の場合) 発売日(西暦 年/月) 参考販売価格(円)	
DR申請その2	製品の名称 型式番号 型式特記事項(あれば) DR分類 (下記を○でチェック) └ 簡易型 └ 標準型 └ 運行管理連携型 └ スマートフォン活用型 運転者用カメラ分類 該当なし、I、II、III └ カメラの型式番号(別売の場合) 発売日(西暦 年/月) 参考販売価格(円)	
DR申請その3	製品の名称 型式番号 型式特記事項(あれば) DR分類 (下記を○でチェック) └ 簡易型 └ 標準型 └ 運行管理連携型 └ スマートフォン活用型 運転者用カメラ分類 該当なし、I、II、III └ カメラの型式番号(別売の場合) 発売日(西暦 年/月) 参考販売価格(円)	

※ドライブレコーダを複数申請(4件以上)する場合、「DR申請その○」を以下へコピーしてください。

年 月 日

殿

東京都新宿区四谷2丁目14番8号
一般財団法人環境優良車普及機構
会長 岩村 敬 印

選定結果通知書

貴殿から 年 月 日付で申請のあった機器・装置について、審査した結果、下記の通りとしたので通知します。

記

1. 選 定 番 号 :
2. 名 称 :
3. 分 類 :
4. 型 式 :
5. 運転者用カメラの分類 :
6. 運転者用カメラの型式 :
7. 選 定 結 果 : 適 / 否
8. 特 記 事 項 :

第2編 各種規定

7. 貨物自動車用ドライブレコーダ選定ガイドライン規定

7. 1 目的

本規定は、一般的に使用されているドライブレコーダを貨物自動車に使用する場
合を想定し、機器や活用に関する要件等について主たる使用の目的に応じたガイド
ラインを設定する。

7. 2 ドライブレコーダの分類

ドライブレコーダを以下の四つに分類する。

(1) 簡易型

急ブレーキ時等の映像及び簡易的に取得した車両速度情報を活用し運転指導を行う
タイプ。

(2) 標準型

急ブレーキ時等の映像及び車両速度情報を活用し、運転指導を行うタイプ。

(3) 運行管理連携型

急ブレーキ時等の映像及び車両速度情報による運転指導に加え、運行管理面やヒヤ
リハット等の多角的な分析等から交通安全教育等を行うタイプ。

(4) スマートフォン活用型

スマートフォン（高機能携帯電話）及びアプリケーションの利用により事務所等に転
送した急ブレーキ時等の映像及び位置情報を活用し、交通安全教育を行うタイプ

7. 3 ドライブレコーダの選定ガイドライン

四つに分類したドライブレコーダの機能に関する要件を7.3.1以降に示す。

なお、それぞれのドライブレコーダにおいてオプション設定がある機種においても、
指定する型式においてガイドラインの要件を満足し、使用過程において活用されるこ
とが前提となる。

7. 3. 1 簡易型

簡易型は、以下の機能要件を満足するドライブレコーダとする。

項目		内容	○必須 △いずれか	簡易型
機 器 能	年月日・時刻	事故・ヒヤリハット等発生年月日・時刻記録	年月日・時刻情報の正確な取得及び記録が可能であること。	○
	事故・ヒヤリハット時の車両速度	パルス方式による計測	車速センサによって車両速度パルスを検出し記録できる方式とし、サンプリングは2データ以上/秒とする。記録時間は前方映像と同一とする。	○
		GPS方式による計測	GPSによる車両速度の計測及び記録機能を有すること。記録時間は前方映像と同一とする。	
	事故・ヒヤリハット位置情報	GPSによる記録	GPSによる測位及び記録機能を有すること。	
	加速度センサー情報	加速度センサーのトリガーレベルの調整	事故等発生時までの車両挙動及び状況を把握するための加速度センサーが取り付けられ、トリガーにより車両加速度が記録できること。加速度センサーは、トリガーレベルの調節が可能なこと。	○
		加速度記録	計測、記録される加速度は、少なくともX軸及びY軸とし、計測時間及びサンプリングは前方映像と同一とする。	○
		トリガー回数	トリガー回数が記録できること。	○
	事故・ヒヤリハット時前方映像	トリガー記録型	前方映像の記録方式は、ドライブレコーダのトリガーにより記録(トリガー記録型)またはトリガー記録型と常時記録型との併用型とする。但し、常時記録される前方映像も他項目で規定する仕様を満足すること。	△
		トリガー→常時記録型		
	トリガー前後の前方映像	事故・ヒヤリハット前後の前方映像等の記録	トリガーの前後におけるヒヤリ・ハット、事故等の前方映像の記録が適切に行えること。	○
			トリガーの前後におけるヒヤリ・ハット、事故等の前方映像を通信機器を介し、事務所等に適切に送信可能であること。	
	事故・ヒヤリハット時の前方映像の撮影能力	撮影画角	概ね水平90°以上、概ね垂直80°以上の画角において前方映像の撮影及び記録が可能であること。	○
前方映像の鮮明度		一般的な貨物自動車の運行において、信号の色の識別が可能なこと。	○	
フレームレート		10フレーム/秒以上のフレームレートが確保できること。	○	
電 源	取得方法	前方映像の記録を確実にを行うため、車両運行時に確実にドライブレコーダの電源の確保が保証される構造とすること。	○	
活 用 能	表示機能	画像等の印刷	安全教育資料として活用するため、記録された前方映像、収集情報等の出力が可能であること。	○
		地図上イベント表示	事故・危険挙動、ヒヤリハット情報が地図上に表示可能であること。	
	運行管理機能	運転日報等の出力	運転者の乗務内容等を記録、出力する機能を持つこと。	
	デジタル式運行記録計との連携機能	デジタル式運行記録計との連携による活用	国土交通大臣によるデジタル式運行記録計(第Ⅱ編)又は(第Ⅲ編)の型式指定を受けている機器へ前方映像記録を転送あるいは利用可能であり、そのソフト上で当該ドライブレコーダの前方映像を活用する機能を有すること。	
	分析機能	車両挙動分析による運転指導	方向指示器操作信号、ブレーキ操作信号あるいは車内音声記録等により車両運転指導への活用が可能であること。	
ヒヤリ・ハット等の原因分析による活用		解析ソフトなどを介して、記録媒体に記録されたデータから危険挙動運転等の原因を分析し、評価できること。		

7. 3. 2 標準型

標準型は、以下の機能要件を満足するドライブレコーダとする。

項 目		内 容	○必須 △いずれか	標準型
機 器 能	年月日・時刻	事故・ヒヤリハット等発生 年月日・時刻記録	年月日・時刻情報の正確な取得及び記録が可能であること。	○
	事故・ヒヤリハット時の 車両速度	パルス方式による計測	車速センサによって車両速度パルスを検出し記録できる方式とし、サンプリングは2データ以上/秒とする。記録時間は前方映像と同一とする。	○
		GPS方式による計測	GPSによる車両速度の計測及び記録機能を有すること。記録時間は前方映像と同一とする。	
	事故・ヒヤリハット位置情報	GPSによる記録	GPSによる測位及び記録機能を有すること。	
	加速度センサー情報	加速度センサーの トリガーレベルの調整	事故等発生時までの車両挙動及び状況を把握するための加速度センサーが取り付けられ、トリガーにより車両加速度が記録できること。加速度センサーは、トリガーレベルの調節が可能なこと。	○
		加速度記録	計測、記録される加速度は、少なくともX軸及びY軸とし、計測時間及びサンプリングは前方映像と同一とする。	○
		トリガー回数	トリガー回数が記録できること。	○
	事故・ヒヤリハット時 前方映像	トリガー記録型	前方映像の記録方式は、ドライブレコーダのトリガーにより記録(トリガー記録型)またはトリガー記録型と常時記録型との併用型とする。但し、常時記録される前方映像も他項目で規定する仕様を満足すること。	△
		トリガー→常時記録型		
	トリガー前後の前方映像	事故・ヒヤリハット前後の 前方映像等の記録	トリガーの前後におけるヒヤリ・ハット、事故等の前方映像の記録が適切に行えること。	○
トリガーの前後におけるヒヤリ・ハット、事故等の前方映像を通信機器を介し、事務所等に適切に送信可能であること。				
事故・ヒヤリハット時の前 方映像の撮影能力	撮影画角	概ね水平90°以上、概ね垂直80°以上の画角において前方映像の撮影及び記録が可能であること。	○	
	前方映像の鮮明度	一般的な貨物自動車の運行において、信号の色の識別が可能なこと。	○	
	フレームレート	10フレーム/秒以上のフレームレートが確保できること。	○	
電 源	取得方法	前方映像の記録を確実にを行うため、車両運行時に確実にドライブレコーダの電源の確保が保証される構造とすること。	○	
活 用 能	表示機能	画像等の印刷	安全教育資料として活用するため、記録された前方映像、収集情報等の出力が可能であること。	○
		地図上イベント表示	事故・危険挙動、ヒヤリハット情報が地図上に表示可能であること。	
	運行管理機能	運転日報等の出力	運転者の乗務内容等を記録、出力する機能を持つこと。	
	デジタル式運行記録計 との連携機能	デジタル式運行記録計 との連携による活用	国土交通大臣によるデジタル式運行記録計(第Ⅱ編)又は(第Ⅲ編)の型式指定を受けている機器へ前方映像記録を転送あるいは利用可能であり、そのソフト上で当該ドライブレコーダの前方映像を活用する機能を有すること。	
	分析機能	車両挙動分析による運 転指導	方向指示器操作信号、ブレーキ操作信号あるいは車内音声記録等により車両運転指導への活用が可能であること。	
ヒヤリ・ハット等の原因分 析による活用		解析ソフトなどを介して、記録媒体に記録されたデータから危険挙動運転等の原因を分析し、評価できること。		

7. 3. 3 運行管理連携型

運行管理連携型は、以下の要件を満足するドライブレコーダとする。

項 目		内 容	○必須 △いずれか	運行管理 連携型
機 器 能	年月日・時刻	事故・ヒヤリハット等発生 年月日・時刻記録	年月日・時刻情報の正確な取得及び記録が可能であること。	○
	事故・ヒヤリハット時の 車両速度	パルス方式による計測	車速センサによって車両速度パルスを検出し記録できる方式とし、サンプリングは2データ以上/秒とする。記録時間は前方映像と同一とする。	○
		GPS方式による計測	GPSによる車両速度の計測及び記録機能を有すること。記録時間は前方映像と同一とする。	
	事故・ヒヤリハット位置情報	GPSによる記録	GPSによる測位及び記録機能を有すること。	
	加速度センサー情報	加速度センサーの トリガーレベルの調整	事故等発生時までの車両挙動及び状況を把握するための加速度センサーが取りつけられ、トリガーにより車両加速度が記録できること。加速度センサーは、トリガーレベルの調節が可能なこと。	○
		加速度記録	計測、記録される加速度は、少なくともX軸及びY軸とし、計測時間及びサンプリングは前方映像と同一とする。	○
		トリガー回数	トリガー回数が記録できること。	○
	事故・ヒヤリハット時 前方映像	トリガー記録型	前方映像の記録方式は、ドライブレコーダのトリガーにより記録(トリガー記録型)またはトリガー記録型と常時記録型との併用型とする。但し、常時記録される前方映像も他項目で規定する仕様を満足すること。	△
		トリガー+常時記録型		
	トリガー前後の前方映像	事故・ヒヤリハット前後の 前方映像等の記録	トリガーの前後におけるヒヤリ・ハット、事故等の前方映像の記録が適切に行えること。	○
			トリガーの前後におけるヒヤリ・ハット、事故等の前方映像を通信機器を介し、事務所等に適切に送信可能であること。	
	事故・ヒヤリハット時の前 方映像の撮影能力	撮影画角	概ね水平90°以上、概ね垂直80°以上の画角において前方映像の撮影及び記録が可能であること。	○
前方映像の鮮明度		一般的な貨物自動車の運行において、信号の色の識別が可能なこと。	○	
フレームレート		10フレーム/秒以上のフレームレートが確保できること。	○	
電 源	取得方法	前方映像の記録を確実にを行うため、車両運行時に確実にドライブレコーダの電源の確保が保証される構造とすること。	○	
活 用 能	表示機能	画像等の印刷	安全教育資料として活用するため、記録された前方映像、収集情報等の出力が可能であること。	○
		地図上イベント表示	事故・危険挙動、ヒヤリハット情報が地図上に表示可能であること。	
	運行管理機能	運転日報等の出力	運転者の乗務内容等を記録、出力する機能を持つこと。	
	デジタル式運行記録計 との連携機能	デジタル式運行記録計 との連携による活用	国土交通大臣によるデジタル式運行記録計(第Ⅱ編)又は(第Ⅲ編)の型式指定を受けている機器へ前方映像記録を転送あるいは利用可能であり、そのソフト上で当該ドライブレコーダの前方映像を活用する機能を有すること。	△
分析機能	車両挙動分析による運 転指導	方向指示器操作信号、ブレーキ操作信号あるいは車内音声記録等により車両運転指導への活用が可能であること。		
	ヒヤリ・ハット等の原因分 析による活用	解析ソフトなどを介して、記録媒体に記録されたデータから危険挙動運転等の原因を分析し、評価できること。	○	

7. 3. 4 スマートフォン活用型

スマートフォン活用型は、以下の要件を満足するドライブレコーダとする。

項 目		内 容 ○必須 △いずれか		スマート フォン 活用型
機 器 能	年月日・時刻	事故・ヒヤリハット等発生 年月日・時刻記録	年月日・時刻情報の正確な取得及び記録が可能であること。	○
	事故・ヒヤリハット時の 車両速度	パルス方式による計測	車速センサによって車両速度パルスを検出し記録できる方式とし、サンプリングは2データ以上/秒とする。記録時間は前方映像と同一とする。	△
		GPS方式による計測	GPSによる車両速度の計測及び記録機能を有すること。記録時間は前方映像と同一とする。	
	事故・ヒヤリハット位置 情報	GPSによる記録	GPSによる測位及び記録機能を有すること。	○
	加速度センサー情報	加速度センサーの トリガーレベルの調整	事故等発生時までの車両挙動及び状況を把握するための加速度センサーが取り付けられ、トリガーにより車両加速度が記録できること。加速度センサーは、トリガーレベルの調節が可能なこと。	○
		加速度記録	計測、記録される加速度は、少なくともX軸及びY軸とし、計測時間及びサンプリングは前方映像と同一とする。	○
		トリガー回数	トリガー回数が記録できること。	○
	事故・ヒヤリハット時 前方映像	トリガー記録型	前方映像の記録方式は、ドライブレコーダのトリガーにより記録(トリガー記録型)またはトリガー記録型と常時記録型との併用型とする。但し、常時記録される前方映像も他項目で規定する仕様を満足すること。	
		トリガー+常時記録型		
	トリガー前後の前方映 像	事故・ヒヤリハット前後の 前方映像等の記録	トリガーの前後におけるヒヤリ・ハット、事故等の前方映像の記録が適切に行えること。	○
			トリガーの前後におけるヒヤリ・ハット、事故等の前方映像を通信機器を介し、事務所等に適切に送信可能であること。	
	事故・ヒヤリハット時の 前方映像の撮影能力	撮影画角	概ね水平90°以上、概ね垂直80°以上の画角において前方映像の撮影及び記録が可能であること。	○
前方映像の鮮明度		一般的な貨物自動車の運行において、信号の色の識別が可能なこと。	○	
フレームレート		10フレーム/秒以上のフレームレートが確保できること。	○	
電 源	取得方法	前方映像の記録を確実にを行うため、車両運行時に確実にドライブレコーダの電源の確保が保証される構造とすること。 * 車両運行時、車両から常時電源の確保をする構造であること。	○*	
活 用 能	表示機能	画像等の印刷	安全教育資料として活用するため、記録された前方映像、収集情報等の出力が可能であること。	○
		地図上イベント表示	事故・危険挙動、ヒヤリハット情報が地図上に表示可能であること。	○
	運行管理機能	運転日報等の出力	運転者の乗務内容等を記録、出力する機能を持つこと。	
	デジタル式運行記録計 との連携機能	デジタル式運行記録計 との連携による活用	国土交通大臣によるデジタル式運行記録計(第Ⅱ編)又は(第Ⅲ編)の型式指定を受けている機器へ前方映像記録を転送あるいは利用可能であり、そのソフト上で当該ドライブレコーダの前方映像を活用する機能を有すること。	
	分析機能	車両挙動分析による運 転指導	方向指示器操作信号、ブレーキ操作信号あるいは車内音声記録等により車両運転指導への活用が可能であること。	
ヒヤリ・ハット等の原因分 析による活用		解析ソフトなどを介して、記録媒体に記録されたデータから危険挙動運転等の原因を分析し、評価できること。	○	

7. 4 運転者用カメラの分類

運転者用カメラを以下の三つに分類する。

(1) 運転者映像型

夜間においても運転者の挙動を撮影できるタイプ。

(2) 運転者映像精細型

国土交通省告示 1346 号（平成 28 年 11 月 17 日）に準拠しないが運転者の挙動の映像を精緻に撮影できるタイプ。

(3) 告示準拠型

国土交通省告示 1346 号に準拠しているタイプ。

7. 5 運転者用カメラの選定ガイドライン

三つに分類した運転者用カメラの性能に関する要件を 7.5.1 に示す。

なお、それぞれの運転者用カメラにおいてオプション設定がある機種においても、指定するタイプにおいてガイドラインの性能要件を満足し、使用過程において活用されることが前提となる。

7. 5. 1 運転者用カメラのタイプ別性能要件

運転者用カメラのタイプ別性能要件は、以下のとおりである。

項 目		内 容	運転者用カメラの性能要件			
			レベルⅠ	レベルⅡ	レベルⅢ	
機器機能	運転者用カメラ	①運転者挙動の映像記録	運転者の挙動の映像記録が可能であること。	○	○	○
		②変速装置操作の映像記録	変速装置の操作の映像記録が可能であること。			○
		③かじ取ハンドル操作の映像記録	かじ取ハンドル操作の映像記録が可能であること。			○
		④夜間の映像記録	夜間の映像記録（指導監督等の実施に支障がない程度）が可能であること。	○	○	○
		⑤映像記録頻度	映像記録は 0.2 秒に 1 回以上であること。		○	○
		⑥録音記録	音声の録音記録が可能なこと。	○	○	○

7. 6 ドライブレコーダの導入、使用に関わる要件

機器の取付、取扱の指導、及びアフターフォローなど使用者が円滑に導入、使用できるようにするためのメーカーあるいは販売会社等への要件は以下通りとする。

サポート体制	ドライブレコーダを使用、活用するためのメーカー/販売会社のサポート体制の充実度	ドライブレコーダを製作又は販売するものは、使用者に対し取り付け、取り扱い及び活用等に関するサポートを行う体制があること。 ドライブレコーダを製作又は販売するものは、機器の不具合等に対する修理体制があること。
耐久信頼性/品質	耐久試験、電圧試験結果等	自動車用として使用する環境で十分な耐久信頼性を有し、社内の品質基準において確認試験等が実施された機器であること。
保証等	製品保証期間、部品保存等	販売する機器には、製作又は販売会社による保証期間及び部品保存期間が定められていること。

8. 選定委員会規定

8. 1 設 置

機構は、機構内に選定委員会を置く。

8. 2 目 的

選定委員会は、機構の要請に基づき、受付された貨物自動車用ドライブレコーダの申請内容について、規程に適合しているか否かを審査する。

また、規程の改訂に関する検討を行う。

8. 3 構 成

- (1) 選定委員会は、委員及び専門委員により構成する。
- (2) 委員及び専門委員は、機構の会長が委嘱する。
- (3) 委員は、選定委員会の審議事項に対する議決権を有し、20名以内とする。
- (4) 専門委員は、専門的見地から意見を述べることができ、選定委員会の審議事項に対する議決権を有しない。
- (5) 委員長は、委員の中から機構の理事長が委嘱する。
- (6) 委員長は、ドライブレコーダの内容により、委員又は専門委員の追加を機構に要請することができる。
- (7) 委員長は、推薦によりオブザーバを参加させることができる。
- (8) 選定委員会に事務局を置く。

8. 4 運 営

- (1) 選定委員会は、機構が召集する。
- (2) 選定委員会は、委員長が主宰する。

- (3) 委員長は、必要に応じて、申請者に直接説明を求めることができる。
- (4) 委員長は、必要に応じて、申請者にデータの追加及び再提出を求めることができる。
- (5) 委員長は、審査が終了したと認めるときは、採決を行うものとし、この場合、出席委員の過半数をもって決する。
- (6) 委員長は、必要に応じて、当該ドライブレコーダに係る WG (ワーキンググループ) の設置を機構に要請することができる。
 - a. 機構は、委員長の要請を受けて、WG を設置する。
 - b. WG の主査及び委員は、機構の理事長が委嘱する。

8. 5 開 催

選定委員会の開催は、機構が決定する。

8. 6 選定結果の報告

選定委員会は、審査結果を「選定結果報告書」により機構の理事長に報告する。

8. 7 守秘義務

選定委員会の委員、専門委員、WG 構成員及び関係する者は、当該事業に係る内容等に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

9. 審査手数料規定

9. 1 目的

この規定は、審査に関する手数料の額等を定める。

9. 2 審査に関する手数料

審査を受けようとする者が、納入しなければならない手数料の額は、審査手数料にあつては表1、仕様変更手数料にあつては表2のとおりとする。

【表1】(審査手数料)

金額 (消費税込み)	
貨物自動車用ドライブレコーダ1型式につき	33,000 円

【表2】(仕様変更手数料)

金額 (消費税込み)	
貨物自動車用ドライブレコーダ1型式につき	11,000 円

振込先：みずほ銀行 四谷支店 普通預金 口座番号 1831021 一般財団法人環境優良車普及機構 ザイ)カキヨウユリヨクヤフキウキコ

9. 3 審査手数料の取り扱い

機構は、選定結果に関わらず、一旦納入された手数料は、返金しない。

10. 選定規定

10. 1 目的

この規定は、選定に関する必要な事項を定める。

10. 2 ホームページへの掲載

機構は、選定結果を機構のホームページに掲載する。

機構のホームページに掲載する項目は次の通りとする。

- (1) 当該ドライブレコーダに付された選定番号
- (2) 選定する当該ドライブレコーダの名称
- (3) 当該ドライブレコーダ型式の分類

- (4) 当該ドライブレコーダ型式
- (5) 当該ドライブレコーダの選定年月日
- (6) 当該ドライブレコーダの製造または販売を業とするものの名称、所在地、電話番号
- (7) 仕様等が変更された場合の履歴表示
- (8) その他特記事項

ただし、機構は、必要に応じ内容の追加、変更、停止あるいは削除を行うことができる。

10. 3 選定結果の有効期間

選定結果の有効期間は選定された日の属する会計年度の末日までとし、原則として自動継続とする。

但し、規程の改訂により選定ガイドラインの分類、要件に合致しなくなるドライブレコーダについては、分類の変更あるいは選定の取り消しが行われることがある。

11. 仕様変更手続規定

11. 1 目的

この規定は、選定されたドライブレコーダの仕様を変更する場合の手続を定める。

11. 2 仕様変更の申請

選定された型式のドライブレコーダの仕様のうち、当該ドライブレコーダの目的に関わる仕様の一部を同一型式名において変更する場合、申請者は「仕様変更申請書」により申請しなければならない。

機構は必要に応じ、申請者に対し仕様変更申請対象となるドライブレコーダ現品の主たる部分の提示及び実使用状態を模擬したサンプル画像等によるデモンストレーションの実施を求めることがある。

機構は、申請内容を確認し、すでに選定されたドライブレコーダに対し、仕様変更により性能低下を招き、選定ガイドラインに関する当該ドライブレコーダの目的が達せられないと考えられる場合には、当該型式による仕様変更を認めない場合がある。

機構は、必要ある場合は、選定委員会に仕様変更による影響について意見を聞くことができる。

(様式7)

年 月 日

仕様変更申請書

一般財団法人環境優良車普及機構
会長 岩村 敬 殿

住 所
会社名
代表者名 印

選定されているドライブレコーダの仕様変更について、下記の通り申請します。

記

選 定 番 号			
名 称			
分 類			
型 式			
運転者用カメラ の分類、型式	分類		
	型式		
仕様変更 の内容			
性能への影響の 有無			
申請者 連絡先	担当者名		
	所属		
	TEL		FAX
	電子メール		

承 認	※	受 付	※	受 付 番 号	※
--------	---	--------	---	------------------	---

注 1. 本様式で記入し難い場合は、様式自由にて別添とすること。

12. 選定廃止手続規定

12.1 目的

この規定は、申請者がドライブレコーダの選定を廃止する際の手続を定める。

12.2 選定廃止の届出

申請者の希望により選定をやめたいとき、あるいは製造又は販売を終了するときは、申請者は、当該時期に「ドライブレコーダの選定廃止届出書」を機構に提出しなければならない。

12.3 廃止の方法

機構は、「ドライブレコーダの選定廃止届出書」を受理後、速やかに当該ドライブレコーダの選定事項を機構のホームページから削除するものとする。

(様式8)

年 月 日

選定廃止届出書

一般財団法人環境優良車普及機構

会 長 岩 村 敬 殿

住 所

会社名

代表者名

印

以下の事由により、ドライブレコーダの選定を廃止したく、下記のとおり届出します。

選 定 番 号			
名 称			
分 類			
型 式			
運転者用カメラ の分類、型式	分類		
	型式		
廃 止 時 期			
廃 止 理 由			
届 出 者 連 絡 先	担当者名		
	所属		
	TEL	FAX	
	E-mail		

承 認	※	受 付	※	受 付 番 号	※
-----	---	-----	---	---------	---

- 注 1. 廃止届出書は、廃止する1型式について1枚とする。
2. 廃止の時期は、製造（販売を業とするものにあつては販売）が終了する日とする。
3. 本様式で記入し難い場合は、様式自由にて別添とすること。
4. ※欄は機構で記入する。

13. 選定番号取扱規定

13.1 目的

この規定は、選定されたドライブレコーダを識別する選定番号の取扱について定める。

13.2 選定番号

選定番号は、年度、当該年度に選定した機器の選定順一連番号及び種類記号とする。

年 度 一連番号 種類記号
例： 2000—000—000

種類記号は、「7. 貨物自動車用ドライブレコーダ選定ガイドライン規定」における分類に対応し、以下の通りとする。

分 類	種類記号
簡易型	K
標準型	H
運行管理連携型	U
スマートフォン活用型	S

14. 貨物自動車用ドライブレコーダ選定ガイドライン実施細則

14.1 規程あるいは規定類の改訂

規程の運用を適切に実施するため、あるいはニーズに応じた選定ガイドラインとするため、原則として毎年見直し、必要に応じ改訂を行うことがある。規程あるいは規定類を変更した場合は、機構のホームページに掲載する。

- 附則1 本規程は、平成24年4月1日より適用する。
- 附則2 本改訂規程は、平成25年4月1日より適用する。
(会長の交代による各様式宛先氏名の変更)
- 附則3 本改訂規程は、平成25年4月1日より適用する。
(審査手数料 振込先口座変更)
- 附則4 本改訂規程は、平成26年4月1日より適用する。
(消費税率の変更に伴う審査手数料、仕様変更手数料の改定)
- 附則5 本改訂規程は、令和元年10月1日より適用する。
(消費税率の変更に伴う審査手数料、仕様変更手数料の改定)
(様式2-2の変更)
- 附則6 本改訂規程は、令和4年1月4日より適用する。
(運転者用カメラの審査の追加に伴うガイドラインの変更、申請書の変更)
- 附則7 本改訂規程は、令和4年4月1日より適用する。
(運転者用カメラの審査の追加に伴うガイドラインの変更、申請書の変更、審査手数料の改定)
- 附則8 本改訂規程は、令和6年4月1日より適用する。
(審査手数料の改定)